

令和6年度

下水道事業の概要

- ・ 酒匂川左岸処理区
- ・ 酒匂川右岸処理区

小田原市上下水道局

目 次

○ 下水道事業組織図・事務分掌	1～3
1 下水道の必要性	4
2 本市の現状	4
○ 下水道普及状況	5・6
○ 酒匂川流域下水処理場状況	7
3 管渠の整備状況	8
○ 計画決定・事業認可・実施状況	
《左岸処理区》	9～13
《右岸処理区》	14～16
《参考：旧西部処理区》	17～21
○ 公共下水道施設整備延長 (汚水施設・雨水施設)	22
○ 事業費	23
○ 令和5年度下水道主要工事施工一覧表	24・25
4 下水道管理センター（旧：寿町終末処理場）の整備状況	26
○ 下水道管理センター	
(1) 建設工事概要	26
(2) 処理経過	27
(3) 周辺の環境整備	27
(4) 施設	28
5 下水道受益者負担金	29
(1) 受益者負担金の制定・改定	29
(2) 年度別賦課状況	30
6 水洗化の普及促進	31
○ 水洗化普及状況	
(1) 年度別水洗化普及状況	31・32
○ 水洗便所改造等資金融資あっせん（旧：水洗便所改造資金貸付金）	
(1) 水洗便所改造等資金融資あっせんの制定	32
(2) 融資あっせん対象者	32

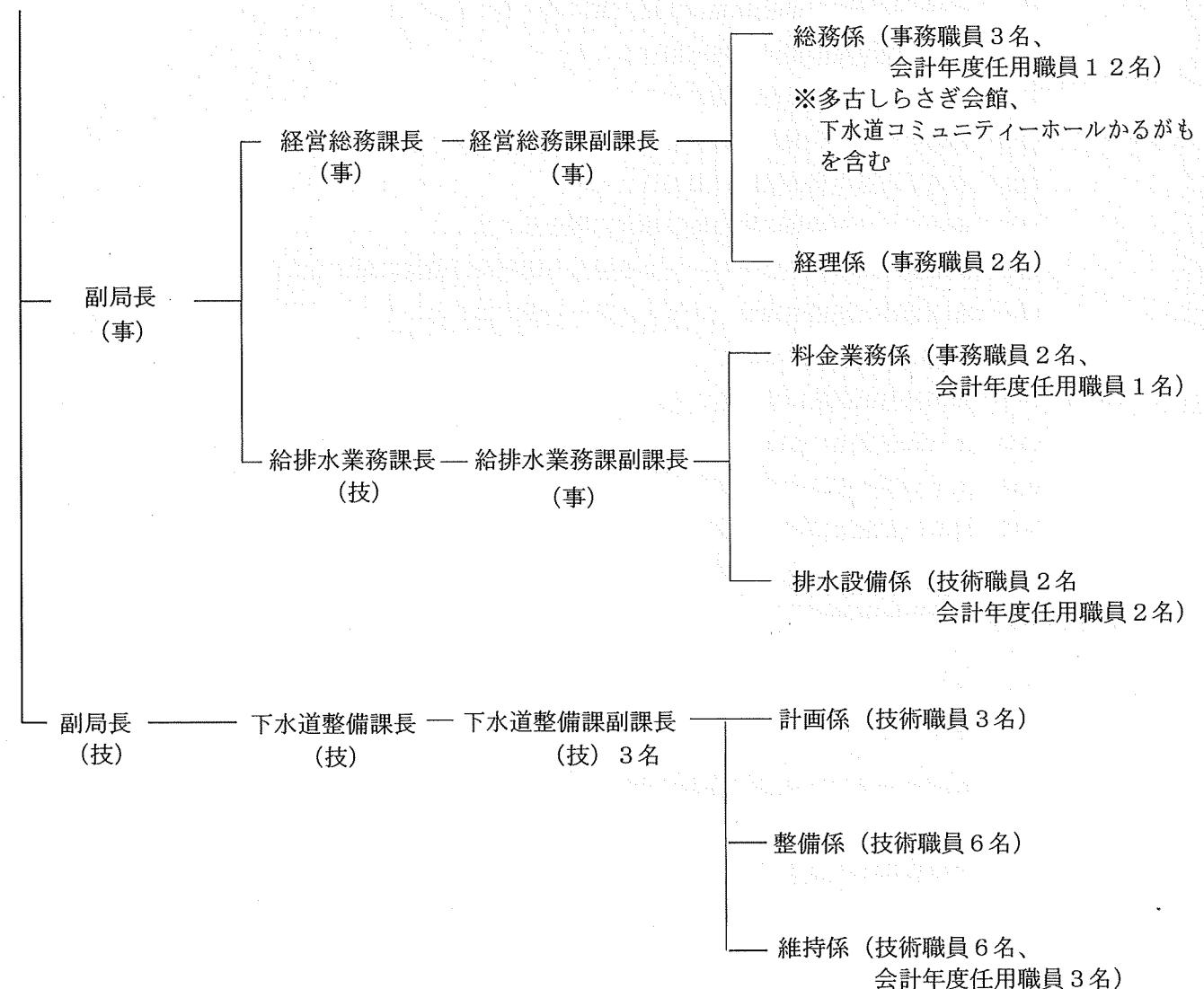
(3) 融資あっせん額及び返還方法	3 2
(4) 融資あっせん額の経緯	3 2
(5) 年度別収納状況	3 3
(6) 年度別融資あっせん状況	3 4 • 3 5
○ 水洗化工事費補助金	
水洗化工事費補助金	3 5 • 3 6
○ 私道への下水道管等の布設	
布設の要件	3 6
 7 下水道使用料	3 7
(1) 使用料制定・改定年月日	3 7
(2) 算定基準	3 7 • 3 8
(3) 下水道使用料調（年度別）	3 8
(4) 下水道単独でメーター検針・水量認定している件数	3 8
(5) 水質加算料金	3 9
 8 本市公共用海域の水質値	4 0 ~ 4 2
 9 酒匂川流域下水道事業	4 3
○ 酒匂川流域下水道計画の概要	4 3 ~ 4 5
○ 県下の公共下水道普及状況	4 6

巻末 下水道整備計画図（地区別）

○下水道事業組織図

令和6年4月1日現在

上下水道局長
(技)



下水道事業合計 53名
経営総務課 19名
給排水業務課 9名
下水道整備課 22名

※下水道事業に関係する職員数のみ記載。

○事務分掌

[経営総務課]

- (1) 上下水道事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 上下水道事業の予算調整及び執行管理に関すること。
- (3) 上下水道事業の啓発等に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 文書物件の收受、発送及び保管に関すること。
- (6) 企業管理規程の制定改廃に関すること。
- (7) 上下水道局職員の人事、労務及び福利厚生に関すること。
- (8) 組織、機構及び事務改善の企画立案に関すること。
- (9) 上下水道事業の経営戦略に関すること。
- (10) 資産の取得及び処分に関すること。
- (11) 物品の購入及び検収に関すること。
- (12) 流域下水道の連絡調整に関すること。
- (13) 多古しらさぎ会館の管理及び運営に関すること。
- (14) 下水道コミュニティーホールかるがもの管理及び運営に関すること。
- (15) 株式会社小田原水道サービスセンターに関すること。
- (16) 審議会に関すること。
- (17) 局内の連絡調整に関すること。
- (18) 上下水道事業の経理及び決算に関すること。
- (19) 上下水道事業の業務状況及び事業の報告に関すること。
- (20) 資産の管理及び貸借に関すること。
- (21) 物品の出納及び保管に関すること。
- (22) 出納取扱金融機関等に関すること。

[給排水業務課]

- (1) 水道料金及び下水道使用料の調定及び徴収等に関すること。
- (2) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (3) 水道利用加入金及び公共下水道の受益者負担金等に関すること。
- (4) 公共下水道の供用開始等に関すること。
- (5) 給水装置工事に関すること。
- (6) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (7) 水道メーターに関すること。
- (8) 水洗便所改造等資金に関すること。
- (9) 排出汚水の水質指導に関すること。
- (10) 公共下水道の水量の調査報告及び流量計の管理に関すること。
- (11) 水洗化の促進に関すること。

- (12) 排水設備の設置指導に関すること。
- (13) 排水設備工事指定工事店及び責任技術者に関すること。

[下水道整備課]

- (1) 公共下水道の調査及び計画に関すること。
- (2) 公共下水道の事業認可に関すること。
- (3) 公共下水道の新設工事及び改良工事に関すること。
- (4) 公共下水道台帳等に関すること。
- (5) 開発行為その他の事業に伴う公共下水道の協議に関すること。
- (6) 汚水渠(きょ)の維持管理に関すること。
- (7) 下水道施設の公民連携事業に関すること。
- (8) 下水道管理センター及びポンプ場の管理及び運営に関すること。
- (9) 公共ますの設置指導に関すること。

※経営総務課、給排水業務課は、水道事業及び下水道事業の両事業を所管。

1 下水道の必要性

下水道は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、国民生活のナショナル・ミニマムを確保するための基盤的な施設であるとともに、河川・湖沼・海域等の公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできない施設です。

また、最近の生活水準の向上と生活様式の高度化は、国民生活の質的充実に対する要求を著しく高め、下水道によるサービスは、快適な文化的生活を享受するために欠かすことのできないものです。

さらに、地球的規模で環境破壊問題が話題となっている中で、下水道の整備による公共用水域の環境保全は、行政に与えられた極めて重要な課題の一つだと言えます。

2 本市の現状

本市の下水道事業は、昭和34年に事業認可を受け、公共水域の水質保全を重視する観点から、汚水と雨水を別々の管渠を使い排除する分流式で整備を進めてまいりました。事業の推進にあたっては、未普及地域の解消に向けた整備を進める一方で、下水道施設を維持するための長寿命化工事や耐震化工事、さらに雨水の排除及び浸水被害の軽減のための整備に取り組んでまいりました。

しかしながら、事業開始以来50年以上を経過して老朽化した下水道施設の更新及び維持管理費の増加が見込まれることから、将来にわたって持続的な下水道機能を確保していくとともに、経営の効率化を図りながら事業に充てる財源の確保に努めることが今後の大きな課題となってまいります。

このような状況を踏まえ、小田原市下水道事業経営戦略に基づき、経営基盤と財政マネジメント力の強化に努めるとともに、ストックマネジメント計画を策定し、施設の長寿命化や維持管理業務の見直しを通じて、将来到来する更新費用の平準化や抑制に取り組んでいます。

令和5年度の事業収支は、事業収益の約62億2千万円に対し、事業費用が約62億7千万円でした。一方、資本的収入支出は、資本的収入の約24億1千万円に対し、資本的支出が約48億8千万円でした。また、資本的支出に占める建設改良費（決算額：酒匂川流域下水道建設費負担金を除く）は、約17億5千万円となりました。

※上記記載の金額は、いずれも消費税及び地方消費税を含んだ数値となっています。

○下水道普及状況（汚水）

令和5年度末現在

内訳		左 岸	右 岸	全幅面積区域外	計
行政区域		人口(A)	142,760	43,940	— 186,700人
		面積	2,325	564	8,471 11,360 ha
市街化区域		人口	131.1	38.4	— 169.6千人
		面積	2,268	554	— 2,822 ha
全体計画 (令和12年)		計画人口	121.5	35.1	— 156.6千人
		計画面積(B)	2,324.7	564.1	— 2,888.8 ha
		計画汚水量(日最大)	109.0	20.5	— 129.5千m ³ /日
都市計画決定	計画面積	2,822		—	2,822 ha
事業計画 (下水道法)		計画人口	121.5	35.1	— 156.6千人
		計画面積(C)	2,309.8	564.1	— 2,873.9 ha
		計画汚水量(日最大)	108.7	20.5	— 129.2千m ³ /日
事業認可 (都市計画法)	計画面積	2,822		—	2,822 ha
処理区域		人口(D)	121.1	35.0	— 156.1千人
		戸数(E)	69,705	18,507	— 88,212戸
		面積(F)	2,121.7	445.0	— 2,566.7 ha
整備延長		416,880	180,265	—	597,145m
水洗化普及	戸数(G)	66,567	16,727	—	83,294戸
状況	接続率 G/E×100(%)	95.5	90.4	—	94.4%
面積普及率	F/B×100(%)	91.3	78.9	—	88.9%
	F/C×100(%)	91.8	78.9	—	89.3%
人口普及率 D/A×100(%)		84.8	79.7	—	83.6%

※1. 行政人口は、令和6年3月31日時点の住民基本台帳人口とする（国土交通省定義）

※2. 処理区域 … 下水道汚水管渠が布設され、処理が可能である区域

水洗化戸数 … 処理区域内で下水道汚水管渠に接続済みの戸数

※3. 処理区域には、市街化調整区域の区域外流入箇所（小田原アリーナ等）を含む。

左岸：41.3ha 右岸：10.3ha 合計：51.6ha

※4. 各数値は、四捨五入し記載しているため、合計と合わない場合がある。

○下水道普及状況（雨水）

令和5年度末現在

内 訳		左 岸	右 岸	全体計画区域外	計
行政区域	人口	142,760	43,940	—	186,700人
	面積	2,325	564	8,471	11,360ha
全体計画 (令和12年)	計画面積(A)	2,283	539	—	2,822ha
	幹線延長(B)	34,610	19,350	—	53,960m
事業計画	計画面積	2,283	539	—	2,822ha
整備区域	面積(C)	773.5	121.9	—	895.3ha
	整備延長(D)	132,356	81,722	—	214,078m
	幹線整備延長(E)	19,646	10,908	—	30,554m
面積整備率	C/A×100(%)	33.9	22.6	—	31.7%
幹線整備率	E/B×100(%)	56.8	56.4	—	56.6%

※1. 行政人口は、令和6年3月31日時点の住民基本台帳人口とする（国土交通省定義）。

※2. 幹線整備延長、整備率は令和元年度版から記載している。

※3. 各数値は、四捨五入し記載しているため、合計と合わない場合がある。

○ 酒匂川流域下水処理場状況

令和5年度末現在

項目	左岸処理区	右岸処理区	合計
計画処理能力(日最大)	144,000 m ³	84,700 m ³	228,700 m ³
現在処理能力(〃)	108,000 m ³	56,500 m ³	164,500 m ³
平均処理水量	59,979 m ³	13,720 m ³	73,699 m ³
年間総処理水量	21,892,331 m ³	5,007,903 m ³	26,900,234 m ³
年間有収水量	16,296,992 m ³	2,932,266 m ³	19,229,258 m ³
晴天時日平均処理水量	57,786 m ³	13,549 m ³	71,335 m ³
計画処理分区	第 7 処理分区 第 7-2 処理分区 第 8 処理分区 第 9 処理分区 第 10 処理分区 第 11-1~22 処理分区 第 13 処理分区 第 14 処理分区 第 14-1 処理分区 第 15 処理分区	第 208 処理分区 第 209 処理分区 第 210 処理分区 第 211 処理分区 第 301 処理分区 第 302-1~3 処理分区 第 303-1~6 処理分区 第 405 処理分区 第 406 処理分区 第 407 処理分区	

3 管渠の整備状況

本市の処理区は、寿町終末処理場で処理していた旧西部処理区（単独公共下水道）、酒匂川左岸処理場で処理する酒匂川左岸処理区及び酒匂川右岸処理場で処理する酒匂川右岸処理区（流域関連公共下水道）の3つに分割されており、平成19年度末に旧西部処理区を酒匂川流域下水道に編入する計画変更を行っており、現在は2処理区となっております。

旧西部処理区は、昭和34年4月に計画面積（下法事業認可）445.5haを目標に事業に着手し、昭和41年9月に処理を開始しました。その後、市街化区域の拡大等に伴う数次の事業計画区域の見直しを行いましたが、寿町終末処理場と酒匂川左岸処理場とを連絡する幹線管渠の整備及び切替工事が完了し、平成28年4月1日から旧西部処理区は酒匂川流域下水道へ編入し、寿町終末処理場は処理機能を廃止しました。

酒匂川左岸処理区は、昭和52年1月に計画面積390.3haを目標に事業に着手し、昭和57年12月に処理を開始しました。その後、市街化区域の拡大等に伴う数次の事業計画区域の見直しを行つており、現在、全体計画面積2,324.7haに対し、処理区域面積は2,121.7haで、面積普及率は91.3%です。

酒匂川右岸処理区は、昭和59年10月に計画面積89.3haを目標に事業に着手し、昭和63年4月に左岸処理場で処理を開始しました。その後、数次の事業計画区域の見直しを行いましたが、平成9年7月には右岸処理場の運転開始に伴い、処理を切り替え、現在、全体計画面積564.1haに対し、処理区域面積は445.0haで、面積普及率は78.9%です。

左岸処理区、右岸処理区を合わせた全体計画面積2,888.8haに対し、処理区域面積は2,566.7haで、面積普及率は88.9%です。

なお、雨水渠整備については、現在、降雨強度57mmの10年整備確率における整備面積は895.3haであり、全体計画面積2,822haに対する整備率は31.7%です。

○計画決定・事業認可・実施状況

《左岸処理区》

事業名	酒匂川流域関連公共下水道事業
事業認可	昭和51年12月 1日
工事着手	昭和52年 1月 (管渠布設工事)
処理開始	昭和57年12月 1日
都市計画決定 (最終変更)	令和 2年 8月 4日
事業計画変更 (下水道法)	令和 6年 3月 29日
事業認可変更 (都市計画法)	令和 6年 3月 29日

令和6年3月31日現在

区分			全体計画(A)	事業計画(B)	整備状況(C)	整備率(%)	
整備状況	面積	汚水				C/A	C/B
		雨水	2,324.7 ha	2,309.8 ha	2,121.7 ha	91.3	91.8
	人口	汚水	2,283.5 ha	2,283.5 ha	773.5 ha	33.9	33.9
		雨水	—	—	—	—	—
	排除方法		分流式	分流式	分流式	—	—
	管渠延長	汚水	—	—	416,880m	—	—
		雨水	—	—	132,356m	—	—
中継ポンプ場			2箇所 (南町・早川)	2箇所 (南町・早川)	2箇所 (南町・早川)	—	—

都市計画決定（左岸処理区）

告示年月日 告示番号	計画面積 (ha)	概要
昭和 51 年 11 月 19 日 小田原市告示第 73 号	汚水 約 814 雨水 約 814	目標年次昭和 65 年
昭和 57 年 2 月 20 日 小田原市告示第 8 号	汚水 約 1,006 雨水 約 1,006	計画区域の拡大 汚水幹線の管径及び距離の変更 雨水排水区、雨水幹線の廃止及び 変更 計画人口の見直し
昭和 57 年 12 月 3 日 小田原市告示第 77 号	汚水 約 1,006 雨水 約 1,006	計画人口の見直し 汚水排水区域の処理分区割の見直 しに伴う下新田汚水幹線及び鴨宮 汚水幹線の変更
平成元年 10 月 30 日 小田原市告示第 47 号	汚水 約 1,160 雨水 約 1,160	計画区域の拡大 計画人口・汚水量の見直し 処理分区界の変更 雨水幹線追加 汚水幹線の廃止・変更・追加
平成 5 年 4 月 23 日 小田原市告示第 28 号	汚水 約 1,177 雨水 約 1,177	幹線管渠の表記の簡略化及び計画 区域変更
平成 8 年 2 月 2 日 小田原市告示第 9 号	汚水 約 1,209 雨水 約 1,209	計画区域の拡大 (羽根尾地区 約 30ha) (小船森地区 約 2 ha)
平成 12 年 10 月 6 日 小田原市告示第 80 号	汚水 約 1,202 雨水 約 1,202	表記の簡素化と区域の微変更
平成 20 年 2 月 14 日 小田原市告示第 17 号	汚水 約 2,797 雨水 約 2,797	小田原都市計画小田原公共下水道 に名称変更。計画区域の拡大
平成 25 年 3 月 26 日 小田原市告示第 30 号	汚水 約 2,797 雨水 約 2,797	汚水幹線の変更
令和元年 9 月 13 日 小田原市告示第 45 号	汚水 約 2,817 雨水 約 2,817	鬼柳地区市街化区域編入に伴う計 画区域の拡大
令和 2 年 8 月 4 日 小田原市告示第 108 号	汚水 約 2,822 雨水 約 2,822	線引き見直しに伴う計画区域の拡 大

都市計画法による事業認可（左岸処理区）

告示年月日 告示番号	計画面積 (ha)	概要
昭和 51 年 12 月 28 日 神奈川県告示第 905 号	汚水 約 390.3 雨水 約 390.3	事業並びに執行年度の決定 昭和 51 年 12 月 28 日から 昭和 58 年 3 月 31 日まで
昭和 58 年 3 月 29 日 神奈川県告示第 269 号	汚水 約 390.3 雨水 約 390.3	計画人口、計画汚水量の見直し及び執行年度の変更 昭和 51 年 12 月 28 日から 昭和 65 年 3 月 31 日まで
平成元年 4 月 7 日 神奈川県告示第 367 号	汚水 約 550.3 雨水 約 550.3	計画区域の拡大並びに年度延伸 昭和 51 年 12 月 28 日から 平成 3 年 3 月 31 日まで
平成 3 年 3 月 29 日 神奈川県告示第 287 号	汚水 約 726.1 雨水 約 726.1	計画区域の拡大 昭和 51 年 12 月 28 日から 平成 8 年 3 月 31 日まで
平成 6 年 4 月 15 日 神奈川県告示第 394 号	汚水 約 810 雨水 約 810	計画区域の拡大 幹線管渠の表記の簡略化 昭和 51 年 12 月 28 日から 平成 10 年 3 月 31 日まで
平成 9 年 3 月 31 日 神奈川県告示第 289 号	汚水 約 1,093 雨水 約 1,093	計画区域の拡大 昭和 51 年 12 月 28 日から 平成 15 年 3 月 31 日まで
平成 13 年 3 月 6 日 神奈川県告示第 118 号	汚水 約 1,092 雨水 約 1,092	表記の簡素化と区域の微変更
平成 15 年 3 月 4 日 神奈川県告示第 150 号	汚水 約 1,119 雨水 約 1,119	計画区域の拡大 (27ha 増加・第 11-22 処理分区)
平成 19 年 3 月 30 日 神奈川県告示第 203 号	汚水 約 1,119 雨水 約 1,119	事業期間の延伸 平成 19 年 3 月 31 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
平成 20 年 3 月 18 日 神奈川県告示第 165 号	汚水 約 2,716 雨水 約 2,716	小田原都市計画下水道として 1 つに統合 昭和 51 年 12 月 28 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
平成 25 年 3 月 26 日 神奈川県告示第 183 号	汚水 約 2,716 雨水 約 2,716	事業期間の延伸 昭和 51 年 12 月 28 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
平成 31 年 3 月 29 日 神奈川県告示第 161 号	汚水 約 2,716 雨水 約 2,716	下水道法改正に伴う変更及び事業期間の延伸 昭和 51 年 12 月 28 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで
令和 2 年 2 月 25 日 神奈川県告示第 53 号	汚水 約 2,736 雨水 約 2,736	鬼柳地区の事業認可区域拡大 昭和 51 年 12 月 28 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

令和3年3月30日 神奈川県告示第215号	汚水 約2,741 雨水 約2,741	事業認可区域の拡大 昭和51年12月28日から 令和6年3月31日まで
令和6年3月29日 神奈川県告示第233号	汚水 約2,822 雨水 約2,822	事業期間の延伸及び事業認可区域の拡大 昭和51年12月28日から 令和13年3月31日まで

※平成24年4月1日から下水道法事業計画の認可から同意なし協議へ改正

下水道法による事業計画（左岸処理区）

認可年月日 認可番号	計画面積 (ha)	概要
昭和51年12月1日 神奈川県指令下水第161号	汚水 約390.3 雨水 約390.3	事業並びに執行年度の決定 昭和51年12月1日から 昭和58年3月31日まで
昭和58年3月16日 神奈川県指令下水第274号	汚水 約390.3 雨水 約390.3	計画人口、計画汚水量の見直し及び 執行年度の変更 昭和51年12月1日から 昭和65年3月31日まで
昭和59年3月27日 神奈川県指令下水第333号	汚水 約390.3 雨水 約390.3	右岸処理区の編入による年度延伸 昭和51年12月1日から 昭和66年3月31日まで
平成元年2月16日 神奈川県指令下水第376号	汚水 約550.3 雨水 約550.3	計画区域の拡大 昭和51年12月1日から 平成3年3月31日まで
平成3年2月25日 神奈川県指令下水第393号	汚水 約726.1 雨水 約726.1	計画区域の拡大 昭和51年12月1日から 平成8年3月31日まで
平成6年3月9日 神奈川県指令下水第405号	汚水 約810.6 雨水 約810.6	計画区域の拡大 汚水幹線延伸（調整区域） 汚水幹線一部ルート変更 昭和51年12月1日から 平成10年3月31日まで
平成9年3月12日 神奈川県指令下水第358号	汚水 約1,094.2 雨水 約1,094.2	計画区域の拡大 計画人口の一部見直し 汚水・雨水幹線管渠の変更 昭和51年12月1日から 平成15年3月31日まで
平成11年11月11日 神奈川県指令下水第197号	汚水 約1,099.7 雨水 約1,094.2	汚水計画区域の拡大 第7処理分区区域外流入区域の編入 昭和51年12月1日から 平成15年3月31日まで
平成15年1月31日 神奈川県指令下水第154号	汚水 約1,127 雨水 約1,122	汚水計画区域の追加 昭和51年12月1日から 平成19年3月31日まで

平成 17 年 3 月 18 日 神奈川県指令下水第 187 号	汚水 約 1,127 雨水 約 1,122	雨水排水区域の変更 橘団地污水幹線の断面の変更
平成 19 年 1 月 17 日 神奈川県指令下水第 125 号	汚水 約 1,127 雨水 約 1,122	事業認可の見直し 平成 19 年 3 月 31 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
平成 20 年 2 月 14 日 神奈川県指令下水第 150 号	汚水 約 1,905.9 雨水 約 2,736.6 (右左岸共)	単独公共下水道(西部処理区)編入 計画区域の拡大 主要幹渠の変更 昭和 51 年 12 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
平成 25 年 3 月 26 日 神奈川県下水第 147 号	汚水 約 2,203.7 雨水 約 2,177.4	(左右岸一括) 主要な幹線の変更 処理区界の変更 全体計画の変更に伴う計画諸元の 見直し 昭和 51 年 12 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
平成 30 年 11 月 12 日 神奈川県下水第 1574 号	汚水 約 2,203.7 雨水 約 2,177.4	下水道法改正に伴う変更及び事業 期間の延伸 昭和 51 年 12 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで
令和 2 年 2 月 25 日 神奈川県下水第 2046 号	汚水 約 2,788 雨水 約 2,736	鬼柳地区の事業計画区域拡大 昭和 51 年 12 月 28 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
令和 3 年 3 月 30 日 神奈川県下水第 1844 号	汚水 約 2,793 雨水 約 2,741	事業計画区域の拡大 昭和 51 年 12 月 28 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
令和 4 年 3 月 10 日 神奈川県下水第 1889 号	汚水 約 2,793 雨水 約 2,741	主要な管渠(雨水)の変更 昭和 51 年 12 月 28 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
令和 6 年 3 月 29 日 神奈川県下水第 1702 号	汚水 約 2,873.9 雨水 約 2,822	事業期間の延伸及び事業計画区域 の拡大 昭和 51 年 12 月 28 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

《右岸処理区》

事業名	酒匂川流域関連公共下水道事業
事業認可	昭和59年 3月27日
工事着手	昭和59年10月13日（雨水渠）
処理開始	昭和63年 4月 1日
都市計画決定（最終変更）	平成20年 2月14日
(平成20年2月14日以降は左岸・右岸・旧西部を統合したため処理区ごとの法手続きは廃止)	

令和6年3月31日現在

区分			全体計画(A)	事業計画(B)	整備状況(C)	整備率(%)	
整備状況	面積	汚水				C/A	C/B
		雨水	538.8 ha	538.8 ha	121.9 ha	22.6	22.6
	人口	汚水	35.1千人	35.1千人	35.0千人	—	—
		雨水	—	—	—	—	—
排除方法			分流式	分流式	分流式	—	—
管渠延長	汚水	—	—	—	180,265m	—	—
	雨水	—	—	—	81,722m	—	—

都市計画決定（右岸処理区）

告示年月日 告示番号	計画面積 (ha)	概要
昭和56年3月16日 小田原市告示第15号	汚水 約515.1 雨水 約515.1	汚水、雨水幹線及び区域の決定
平成元年10月30日 小田原市告示第48号	汚水 約504 雨水 約504	目標年次平成22年 計画区域の一部除外 計画人口・汚水量の見直し 処理分区界・排水区域界の変更 汚水幹線の廃止・変更 雨水幹線の変更
平成5年4月23日 小田原市告示第29号	汚水 約504 雨水 約504	幹線管渠の表記の簡略化及び区域 微変更
平成12年10月6日 小田原市告示第81号	汚水 約496 雨水 約496	表記の簡素化と区域の微変更
平成20年2月14日 小田原市告示第18号	小田原公共下水道へ編入の為廃止	

都市計画法による事業認可（右岸処理区）

告示年月日 告示番号	計画面積 (ha)	概要
昭和 59 年 12 月 7 日 神奈川県告示第 1023 号	汚水 約 89.3 雨水 約 89.3	事業並びに執行年度の決定 昭和 59 年 12 月 7 日から 昭和 66 年 3 月 31 日まで
平成元年 3 月 28 日 神奈川県告示第 275 号	汚水 約 217.7 雨水 約 217.7	計画区域の拡大 昭和 59 年 4 月 1 日から 平成 3 年 3 月 31 日まで
平成 3 年 3 月 29 日 神奈川県告示第 286 号	汚水 約 278.7 雨水 約 278.7	計画区域の拡大 昭和 59 年 12 月 7 日から 平成 8 年 3 月 31 日まで
平成 6 年 4 月 15 日 神奈川県告示第 395 号	汚水 約 353 雨水 約 353	計画区域の拡大 幹線管渠の表記の簡略化 昭和 59 年 12 月 7 日から 平成 10 年 3 月 31 日まで
平成 9 年 3 月 31 日 神奈川県告示第 290 号	汚水 約 475 雨水 約 475	計画区域の拡大 昭和 59 年 12 月 7 日から 平成 15 年 3 月 31 日まで
平成 13 年 3 月 6 日 神奈川県告示第 119 号	汚水 約 475 雨水 約 475	表記の簡素化と区域の微変更
平成 15 年 3 月 4 日 神奈川県告示第 151 号	汚水 約 475 雨水 約 475	事業期間の延伸 昭和 59 年 12 月 7 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
平成 19 年 3 月 30 日 神奈川県告示第 204 号	汚水 約 475 雨水 約 475	事業期間の延伸 平成 19 年 3 月 31 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
平成 20 年 3 月 18 日 神奈川県告示第 164 号	小田原公共下水道へ編入の為廃止	

下水道法による事業計画（右岸処理区）

認可年月日 認可番号	計画面積 (ha)	概要
昭和 59 年 3 月 27 日 神奈川県指令下水第 333 号	汚水 約 89.3 雨水 約 89.3	既認可への追加 昭和 59 年 4 月 1 日から 昭和 66 年 3 月 31 日まで
平成元年 2 月 16 日 神奈川県指令下水第 376 号	汚水 約 217.7 雨水 約 217.7	計画区域の拡大 昭和 59 年 4 月 1 日から 平成 3 年 3 月 31 日まで
平成 3 年 2 月 25 日 神奈川県指令下水第 393 号	汚水 約 278.7 雨水 約 278.7	計画区域の拡大 昭和 59 年 4 月 1 日から 平成 8 年 3 月 31 日まで
平成 6 年 3 月 9 日 神奈川県指令下水第 405 号	汚水 約 356.3 雨水 約 356.3	計画区域の拡大 汚水幹線延伸（調整区域） 雨水幹線一部ルート変更 昭和 59 年 4 月 1 日から 平成 10 年 3 月 31 日まで
平成 8 年 12 月 9 日 神奈川県指令下水第 261 号	汚水 約 356.3 雨水 約 356.3	多古第一雨水幹線断面変更 昭和 59 年 4 月 1 日から 平成 10 年 3 月 31 日まで
平成 9 年 3 月 12 日 神奈川県指令下水第 358 号	汚水 約 477.9 雨水 約 477.9	計画区域の拡大 汚水・雨水幹線管渠の変更 昭和 59 年 4 月 1 日から 平成 15 年 3 月 31 日まで
平成 11 年 11 月 11 日 神奈川県指令下水第 197 号	汚水 約 477.9 雨水 約 477.9	左岸処理区計画区域の拡大 第 7 処理分区区域外流入区域の編入 昭和 51 年 12 月 1 日から 平成 15 年 3 月 31 日まで
平成 15 年 1 月 31 日 神奈川県指令下水第 154 号	汚水 約 478 雨水 約 478	計画区域の追加 昭和 51 年 12 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
平成 17 年 3 月 18 日 神奈川県指令下水第 187 号	汚水 約 478 雨水 約 478	東栢山汚水幹線の管種変更
平成 19 年 1 月 17 日 神奈川県指令下水第 125 号	汚水 約 478 雨水 約 478	事業認可の延伸 平成 19 年 3 月 31 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
平成 20 年 2 月 14 日 神奈川県指令下水第 150 号	小田原都市計画小田原公共下水道へ編入の為廃止	

【参考】旧西部処理区

事業名	小田原市公共下水道事業
立案案	昭和33年
事業認可	昭和34年1月30日
工事着手	昭和34年4月（管渠布設工事）
処理開始	昭和41年9月
都市計画決定（最終変更）	平成20年2月14日
事業認可変更（下水道法）	平成20年2月14日
事業認可変更（都市計画法）	平成20年3月18日

※平成20年2月14日及び3月18日の計画変更において、流域下水道への編入に伴い西部処理区を廃止。

都市計画決定（旧西部処理区）

告示年月日 告示番号	計画面積 (ha)	概要
昭和 34 年 3 月 23 日 建設省告示第 445 号	汚水 約 445.5	下水管渠、吐口、汚水ポンプ場、処理場（山王原下水処理場）
昭和 34 年 12 月 15 日 建設省告示第 2481 号	汚水 約 445.5 雨水 約 191.9	雨水排水区域の追加決定 (4 排水区 191.9ha)
昭和 39 年 9 月 1 日 建設省告示第 2548 号	汚水 約 680.5 雨水 約 191.9	汚水排水区域の拡大 (235ha) 処理場位置の変更 (今井終末処理場)
昭和 41 年 9 月 14 日 建設省告示第 3203 号	汚水 約 680.5 雨水 約 191.5	吐口の位置の変更 汚水幹線の変更
昭和 47 年 3 月 16 日 小田原市告示第 13 号	汚水 約 680.5 雨水 約 191.5	処理場用地の拡大 (約 2.7ha から 3.2ha) 処理場名変更 (寿町終末処理場)
昭和 48 年 5 月 15 日 小田原市告示第 24 号	汚水 約 888.5 雨水 約 888.5	計画変更 (早川、入生田、風祭及び 荻窪、久野地区を計画処理区域に入 れる)
昭和 52 年 11 月 30 日 小田原市告示第 74 号	汚水 約 888.5 雨水 約 888.5	準用河川を下水道雨水渠より除く
昭和 56 年 1 月 16 日 小田原市告示第 2 号	汚水 約 1,098.1 雨水 約 1,098.1	汚水処理区域 888.5ha を 1098.1ha に変更 幹線の一部を変更 目標年次昭和 70 年
昭和 63 年 1 月 20 日 小田原市告示第 2 号	汚水 約 1,098.1 雨水 約 1,098.1	板橋、大蓮寺排水区の雨水幹線の変 更
平成 3 年 8 月 16 日 小田原市告示第 3 号	汚水 約 1,098 雨水 約 1,098	幹線管渠の事務的変更及び 区域微変更並びに計画変更
平成 12 年 10 月 6 日 小田原市告示第 79 号	汚水 約 1,099 雨水 約 1,099	表記の簡素化及び区域の微変更
平成 20 年 2 月 14 日 小田原市告示第 16 号	小田原公共下水道へ編入の為廃止	

都市計画法による事業認可（旧西部処理区）

告示年月日 告示番号	計画面積 (ha)	概要
昭和 34 年 12 月 15 日 建設省告示第 2481 号	汚水 約 445.5 雨水 約 191.9	事業及び執行年度の決定 昭和 34 年 7 月 20 日から 昭和 37 年 3 月 31 日まで
昭和 39 年 9 月 1 日 建設省告示第 2548 号	汚水 約 454.9 雨水 約 191.9	事業年度及び事業計画の変更並びに汚水処理区域 9.4ha の追加
昭和 41 年 9 月 14 日 建設省告示第 3203 号	汚水 約 454.9 雨水 約 191.9	事業計画の変更
昭和 42 年 1 月 17 日 建設省告示第 52 号	汚水 約 642.9 雨水 約 191.9	汚水処理区域 188 ha の拡大
昭和 47 年 3 月 31 日 神奈川県告示第 415 号	汚水 約 642.9 雨水 約 191.9	執行年度の変更 昭和 34 年 7 月 20 日から 昭和 51 年 3 月 31 日まで
昭和 48 年 10 月 5 日 神奈川県告示第 274 号	汚水 約 888.5 雨水 約 388.7	計画処理区域の拡大に伴う事業計画の変更 執行年度の変更 昭和 34 年 7 月 20 日から 昭和 56 年 3 月 31 日まで
昭和 53 年 1 月 31 日 神奈川県告示第 56 号	汚水 約 888.5 雨水 約 888.5	雨水処理区域の変更並びに事業計画の変更 執行年度の変更 昭和 34 年 7 月 20 日から 昭和 61 年 3 月 31 日まで
昭和 56 年 5 月 26 日 神奈川県告示第 476 号	汚水 約 1,060 雨水 約 1,060	汚水、雨水処理区域 888.5 ha を 1060 ha に変更 幹線処理場施設の一部変更 執行年度の変更 昭和 34 年 7 月 20 日から 昭和 63 年 3 月 31 日まで
昭和 63 年 3 月 25 日 神奈川県告示第 298 号	汚水 約 1,098.1 雨水 約 1,098.1	汚水、雨水処理区域の拡大 雨水幹線の一部変更
平成 6 年 9 月 16 日 神奈川県告示第 740 号	汚水 約 1,098 雨水 約 1,098	幹線管渠の事務的変更及び区域微変更、幹線ルート変更並びに計画変更
平成 11 年 3 月 5 日 神奈川県告示第 207 号	汚水 約 1,098 雨水 約 1,098	認可期間の延伸
平成 13 年 3 月 6 日 神奈川県告示第 117 号	汚水 約 1,099 雨水 約 1,099	標記の簡素化と区域の微変更
平成 16 年 3 月 9 日 神奈川県告示第 138 号	汚水 約 1,099 雨水 約 1,099	手続きの簡素化による変更 計画区域の微変更
平成 19 年 3 月 30 日 神奈川県告示第 202 号	汚水 約 1,099 雨水 約 1,099	事業期間の延伸 平成 19 年 3 月 31 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
平成 20 年 3 月 18 日 神奈川県告示第 163 号		小田原公共下水道へ編入の為廃止

下水道法による事業計画（旧西部処理区）

認可年月日 認可番号	計画面積 (ha)	概要
昭和 34 年 1 月 30 日 建神計第 6 号	汚水 約 445.5 雨水 約 191.9	処理場（山王原下水処理場）の決定及び排水区の決定 雨水処理（191.9ha）の追加
昭和 38 年 3 月 30 日 厚収環第 179 号	汚水 約 505.5 雨水 約 191.9	処理場の位置の変更
昭和 40 年 1 月 18 日 建設省告示第 52 号	汚水 約 454.9 雨水 約 191.9	認可区域の拡大
昭和 42 年 3 月 27 日 厚収環第 289 号	汚水 約 642.9 雨水 約 191.9	認可区域の拡大 処理能力の変更
昭和 48 年 3 月 31 日 建設省神都下事発第 12 号	汚水 約 888.5 雨水 約 388.7	汚水、雨水処理区域の拡大 エアロアクセレーター方式から標準活性汚泥法への変更
昭和 52 年 12 月 27 日 建設省神都下公発第 49 号	汚水 約 888.5 雨水 約 888.5	雨水処理区域の拡大
昭和 56 年 3 月 31 日 建設省神都下公発第 2 号	汚水 約 1,060 雨水 約 1,060	汚水、雨水処理区域の拡大 汚水、雨水幹線の一部変更 処理場の変更 能力変更 (80,400 m ³ /日～86,470 m ³ /日) エアロアクセレーターをエアレーションタンクに切換 ステップエアレーションへの切換 濃縮タンクの向上 汚泥脱水機の増設 焼却炉の位置変更 自家発電設備の変更 事業計画期間の変更 昭和 34 年 1 月 30 日から 昭和 63 年 3 月 31 日まで
昭和 63 年 3 月 14 日 建設省神都下公発第 5 号	汚水 約 1,098.1 雨水 約 1,098.1	汚水、雨水処理区域の拡大 処理能力変更 (86,470 m ³ /日～89,000 m ³ /日) 雨水幹線の一部変更 事業計画期間の変更 昭和 34 年 1 月 30 日から 昭和 70 年 3 月 31 日まで (平成 7 年)
平成 3 年 10 月 7 日 神奈川県指令下水第 266 号	汚水 約 1,098.1 雨水 約 1,098.1	渋取排水区の雨水管渠の一部変更
平成 5 年 8 月 10 日 神奈川県指令下水第 161 号	汚水 約 1,098.1 雨水 約 1,098.1	扇町排水区・久野排水区の雨水管渠の一部変更

平成 6 年 6 月 7 日 神奈川県指令下水第 266 号	汚水 約 1,113.5 雨水 約 1,113.5	目標年次平成 22 年 計画区域の拡大 計画人口汚水量の見直し 幹線のルート一部変更 昭和 34 年 1 月 30 日から 平成 11 年 3 月 31 日まで
平成 10 年 1 月 23 日 神奈川県指令下水第 267 号	汚水 約 1,113.5 雨水 約 1,113.5	大蓮寺排水区・雨水幹線の変更 大蓮寺第 1 ・ 2 雨水幹線ルート、 断面等変更
平成 11 年 1 月 29 日 建設省神都下公発第 2 号	汚水 約 1,113.5 雨水 約 1,113.5	事業計画期間の延伸 昭和 34 年 1 月 30 日から 平成 16 年 3 月 31 日まで
平成 14 年 6 月 28 日 神奈川県指令第 68 号	汚水 約 1,114 雨水 約 1,114	(広域汚泥処理の為) 汚泥処理施設の追加 焼却施設の削除 事業計画期間の変更 昭和 34 年 1 月 30 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
平成 17 年 3 月 18 日 神奈川県指令第 186 号	汚水 約 1,114 雨水 約 1,114	大蓮寺第一雨水幹線及び大蓮寺 第二雨水幹線のルート変更、第 1 5 号污水幹線の管径の変更、下水 道法施工令の改正に伴う処理施 設調書の変更
平成 19 年 1 月 17 日 神奈川県指令第 124 号	汚水 約 1,114 雨水 約 1,114	事業期間の変更 平成 19 年 3 月 31 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
平成 20 年 2 月 13 日 神奈川県指令第 124 号	汚水 約 1,114 雨水 約 1,114	流域下水道への編入に伴い事業 期間の変更 平成 19 年 3 月 31 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
平成 20 年 2 月 14 日 神奈川県指令下水第 150 号		流域下水道への編入に伴い廃止

○公共下水道施設整備延長

(1) 汚水施設

(単位 : m)

年 度	旧西部処理区	左岸処理区	右岸処理区	計	累 計
S34～H27	※ (210, 393)	※401, 899	※171, 267	573, 166	573, 166
H28	—	2, 734	1, 293	4, 027	577, 193
H29	—	2, 416	764	3, 180	580, 373
H30	—	1, 708	952	2, 660	583, 033
R1	—	1, 906	1, 875	3, 781	586, 814
R2	—	1, 860	1, 380	3, 240	590, 054
R3	—	1, 367	628	1, 995	592, 049
R4	—	1, 528	1, 270	2, 798	594, 847
R5	—	1, 462	836	2, 298	597, 145
計	—	416, 880	180, 265	597, 145	

※平成 20 年度に旧西部処理区の管渠延長 210, 393m を左岸へ 160, 361m、右岸へ 50, 032m 編入した。

(2) 雨水施設

(単位 : m)

年 度	旧西部処理区	左岸処理区	右岸処理区	計	累 計
S34～H27	※ (97, 149)	130, 632	80, 090	210, 722	210, 722
H28	—	223	107	330	211, 053
H29	—	238	183	421	211, 474
H30	—	190	222	412	211, 886
R1	—	190	224	414	212, 299
R2	—	699	336	1, 035	213, 334
R3	—	0	169	169	213, 503
R4	—	112	201	312	213, 816
R5	—	72	191	262	214, 078
計	—	132, 356	81, 722	214, 078	

※平成 20 年度に旧西部処理区の管渠延長 97, 149m を左岸 4 ～ 4, 434m、右岸へ 52, 715m 編入した。

○事業費

(単位：千円)

年 度	旧 西 部 处 理 区		左岸処理区	右岸処理区	計
	管 渠	処理場			
S34～H23	32,459,306	14,293,279	55,207,103	30,916,970	132,876,658
H24	—	48,594	767,393	303,665	1,119,652
H25	—	51,479	587,352	325,332	964,163
H26	—	31,768	858,776	304,601	1,195,145
H27	—	34,820	1,109,184	307,029	1,451,033
計	32,459,306	14,459,940	58,529,808	32,157,597	137,606,651

※平成 27 年度は打切決算であるが特例的支出も含む。

※平成 27 年度までは排水施設費に係る金額を計上する。

(単位：千円)

年 度	管路建設費	管路改良費	ポンプ場建設改良費	その他建設改良費	計
H28	649,437	208,135	28,296	76,556	962,424
H29	858,724	313,539	15,336	63,863	1,251,462
H30	1,070,328	248,479	0	26,595	1,345,402
R1	905,751	721,230	59,132	218,771	1,904,884
R2	858,095	839,228	69,159	17,797	1,784,279
R3	533,200	1,007,550	133,701	42,036	1,716,487
R4	880,537	964,579	4,653	26,321	1,876,090
R5	521,275	947,955	277,853	0	1,747,083

※企業会計への移行に伴い、平成 28 年度から資本的支出における建設改良費を計上する。

※流域下水道建設負担金を除く。

令和5年度下水道主要工事施工一覧表

(1) 汚水施設

工事件名・場所	主な内容	工事延長(m)	事業費	区分	処理区
(繰越) 公共下水道第2工区工事及び公共下水道整備第9工区工事 高田ほか地内	管布設工	208.8	49,239,300	補助・単費	左岸
(ゼロ市債) 公共下水道整備第12工区工事 上新田地内	管布設工	43.2	12,775,400	単費	左岸
(ゼロ市債) 公共下水道整備第13工区工事 前川地内	管布設工	175.8	30,039,900	単費	左岸
公共下水道第3工区工事 曽比地内	管布設工	148.5	28,273,300	補助	右岸
公共下水道第4工区工事 柳新田地内	管布設工	64.6	12,570,800	補助	右岸
公共下水道整備第4工区工事 国府津地内	管布設工	103.3	20,935,200	単費	左岸
公共下水道整備第5工区工事 中村原地内	管布設工	57.3	12,295,800	単費	左岸
公共下水道整備第6工区工事 小船地内	管布設工	86.0	17,462,500	単費	左岸
(繰越) 西部第一号污水幹線地震対策工事(その2) 中町三丁目ほか地内	耐震化工	300.1	72,484,500	補助	左岸
(繰越) 公共下水道地震対策工事(その4) 久野ほか地内	管更生工	1314.0	91,372,600	補助	左岸
(繰越) 公共下水道地震対策工事(その5) 栄町三丁目ほか地内	管更生工	1247.6	77,119,900	補助	左岸
(繰越) 公共下水道地震対策工事(その6) 扇町二丁目ほか地内	管更生工	1522.3	95,047,700	補助	左岸
(繰越) 公共下水道地震対策工事(その7) 飯田岡ほか地内	管更生工	1490.2	63,840,700	補助	右岸
(ゼロ市債) 公共下水道長寿命化改築工事(その3) 浜町二丁目地内	管更生工	109.0	10,698,600	単費	左岸
公共下水道地震対策工事(その1) 飯田岡ほか地内	管更生工	1697.6	61,077,500	補助	右岸
公共下水道地震対策工事(その2) 国府津ほか地内	管更生工	1614.8	90,069,100	補助	左岸
公共下水道地震対策工事(その3) 前川ほか地内	管更生工	821.5	33,030,800	補助	左岸
公共下水道地震対策工事(その4) 国府津二丁目ほか地内	耐震化工	1239.7	36,955,600	補助	左岸
公共下水道地震対策工事(その5) 及び公共下水道地震対策改築工事 扇町一丁目ほか地内	管更生工	586.5	32,947,200	補助・単費	左岸
公共下水道長寿命化工事(その1) 及び公共下水道長寿命化改築工事(その1) 扇町一丁目ほか地内	管更生工	475.0	58,016,200	補助・単費	左岸
公共下水道長寿命化工事(その2) 及び公共下水道長寿命化改築工事(その2) 中町二丁目ほか地内	管更生工	620.5	77,985,600	補助・単費	左岸
下水道管路包括的維持管理業務(計画的修繕業務) 市内	人孔蓋取替工	—	17,440,500	単費	左岸・右岸
下水道管路包括的維持管理業務(計画的改築業務(工事)) 市内	取付管更生工	—	39,776,000	単費	左岸・右岸
(繰越) 早川中継ポンプ場汚水ポンプ等改修工事 早川一丁目地内	施設改修	—	97,900,000	補助	左岸
(繰越) 前川3号マンホールポンプ制御盤等改修工事 前川ほか地内	施設改修	—	45,980,000	補助	左岸・右岸
早川中継ポンプ場耐震補強工事 早川一丁目ほか地内	耐震化工	—	123,151,600	補助	左岸
公共下水道公共ます設置工事 市内	ます設置工	—	47,891,407	単費	左岸・右岸

(2) 雨水施設

工事件名・場所	主な内容	工事延長(m)	事業費	区分	処理区
(繰越) 公共下水道雨水渠第1工区工事 曽比地内	水路築造工	60.6	45,387,100	補助	右岸
公共下水道雨水渠改良第1工区工事 久野地内	水路築造工	73.6	30,270,300	単費	左岸
公共下水道雨水渠改良第2工区工事 飯田岡ほか地内	水路築造工	72.2	29,130,200	単費	右岸

※契約金額が1千万円以上の工事について記載しています。ただし、公共ます設置工事は69件分を合算した内容となっています。

4 下水道管理センター（旧：寿町終末処理場）の整備状況

寿町終末処理場は、昭和41年9月に処理能力30,000m³/日にて処理を開始し、平成27年度時点には処理能力67,200m³/日まで拡張し運用していました。

しかし、供用開始から約50年が経過したことによる施設の老朽化や、将来人口減少に伴う水需要の低迷等により計画汚水量が減少傾向にあり、今後も増加が見込めないこと等から、平成28年4月1日に「酒匂川流域下水道編入事業」にて、本市単独公共下水道の旧西部処理区を酒匂川流域下水道に編入し、寿町終末処理場の処理機能を廃止し、名称を下水道管理センターに変更しました。

下水道管理センターは、平成28年4月1日から雨天時貯留施設として運用を開始しており、不要となった施設の撤去をストックマネジメント計画に則り、順次進めています。

また、下水道管理センター周辺の環境対策のため、水処理を行っていた施設の上部を多目的広場（寿町ふれあい広場 A=6,615m²）として、市民に開放しております。（平成4年7月から）

○下水道管理センター（平成28年4月1日～）

（旧寿町終末処理場（昭和41年～平成28年3月31日））

（1）建設工事概要

昭和39年度	処理場敷地確保 沈砂池棟（沈砂池、ポンプ井、ポンプ室、水質試験室）
40	塩素混和池（5列1池）汚泥濃縮タンク（1槽） 最初沈殿池（4池）計量設備（パーシャルフリューム1基）
41	高速曝気沈殿池（1槽）変電室、最初沈殿池増設（4池） 本館（事務室、中央監視室、汚泥脱水機室）ブロワー棟
42	高速曝気沈殿池（2槽）自家発電機（ディーゼルエンジン） 予備エアレーションタンク、汚泥脱水機（真空式3台）
47	汚泥焼却炉（多段炉1基）汚泥焼却監視室
48	エアレーションタンク（4列1槽）最終沈殿池（4池）
49	最初沈殿池増設（1池）
50	本館事務室増設
53	電気室
54	最初沈殿池増設（2池）
55	エアレーションタンク増設（4列1槽）
56	最終沈殿池増設（4池）自家発電機（ガスタービン） 汚泥脱水機（ベルトプレス式1台）
57	汚泥濃縮タンク増設（1槽）脱水ケーキ貯槽
58	汚泥処理棟（監視室、汚泥脱水機室、電気室）
59	本館事務室増設
60	最終沈殿池増設（2池）汚泥脱水機増設（ベルトプレス式1台）
61	高速曝気沈殿池1槽をエアレーションタンクに切替 最終沈殿池増設（2池）ブロワー電気室

6 2	高速曝気沈殿池 1.5 槽をエアレーションタンクに、0.5 槽を最終沈殿池に切替え、最終沈殿池増設（2 池）
6 3	脱臭蓋（沈砂池、予備エアレーションタンク、最初沈殿池エアレーションタンク、最終沈殿池）第 2 系統脱臭設備
平成元年度	沈砂処理設備（沈砂洗浄機、し渣洗浄機、し渣脱水機） 第 1 系統脱臭設備
2	第 1 系統水処理施設覆蓋
3	環境対策施設（寿町ふれあい広場、A = 6,615 m ² ）
7	汚泥脱水機（ベルトプレス式 1 台）
11	用水設備（4,000 m ³ /日）
14・15	流域下水汚泥処理設備（汚泥圧送設備）
25～27	第 19 号污水幹線
28	1 系エアレーションタンク散気装置撤去 1 系最終沈殿池汚泥搔き機・スカムスキマー撤去
30	2 系エアレーションタンク散気装置撤去 2 系最終沈殿池汚泥搔き機・スカムスキマー撤去
平成 30 年度 ・令和元年度	中央監視装置改修
令和 2・3 年度	汚泥焼却炉（多段炉 1 基）撤去

(2) 処理経過

昭和 41 年	9 月	簡易処理開始
42	8	中級処理開始（高速曝気沈殿法）
43	5	汚泥脱水開始（真空式）57年3月ベルトプレス式新設
48	3	汚泥焼却開始（立型多段炉）
49	9	高級処理開始（標準活性汚泥法）
61	3	標準活性汚泥法をステップエアレーション法に切替
62	3	高速曝気沈殿法 1 槽を標準活性汚泥法に切替
63	3	高速曝気沈殿法 2 槽を標準活性汚泥法に切替
平成 7	3	汚泥脱水機改築（真空式をベルトプレス式に改築）
11	3	処理水再利用設備設置
16	4	流域下水汚泥圧送開始
28	3	流域下水汚泥圧送終了
28	4	処理機能廃止 雨天時貯留施設運用開始

(3) 周辺の環境整備

公民館の新設
遊園地 2 箇所新設
道路整備拡張等
寿町ふれあい広場の設置

(4) 施設

令和6年3月31日現在

施 設 名	設 備 概 要
沈 砂 池	幅 3m × 長 15m × 水深 1m × 2 池
予備エアレーションタンク	幅 6m × 長 24m × 水深 4.5m × 2 列 × 1 池
最 初 沈 殿 池	幅 5m × 長 25m × 水深 2.8m × 9 池 幅 5m × 長 33.7m × 水深 3.5m × 2 池
エアレーションタンク	幅 5.6 m × 長 45 m × 水深 4.5m × 4 列 × 2 槽 幅 16m × 長 42m × 水深 5m × 2 槽 幅 16m × 長 21m × 水深 5m × 1 槽
最 終 沈 殿 池	幅 4.85m × 長 31m × 水深 3.5m × 10 池 ϕ 16m × 水深 3.8m × 1 池 幅 5.0m × 長 32m × 水深 3.5m × 4 池
塩 素 混 和 池	幅 2.5m × 長 25.5m × 水深 2m × 5 列 × 1 池
汚 水 ポ ン プ	ϕ 250 × 7.5 m ³ /分 × 2 台 ϕ 400 × 22 m ³ /分 × 2 台 ϕ 500 × 30 m ³ /分 × 2 台
バーキャルフリューム	3 f × 1 基 0.173 m ³ /秒～1.43 m ³ /秒
ブ ロ ワ 一 (廃 止)	42 m ³ /分 4 台 60 m ³ /分 2 台
汚 泥 濃 縮 タンク	ϕ 11m × 水深 4m × 1 槽 ϕ 15m × 水深 4m × 1 槽
汚 泥 脱 水 機 (廃 止)	150 kg·DS/m·h × 3m × 3 台 (ベルトプレス)
汚 泥 圧 送 管 (廃 止)	混合汚泥を圧送 ϕ 150mm
汚 泥 圧 送 ポンプ (廃 止)	1.3 m ³ /分 2 台
脱 臭 設 備	エアレーションタンク系脱臭設備 1 基 沈砂池系脱臭設備 1 基 脱水機脱臭設備 1 基 (廃 止)

5 下水道受益者負担金

建設財源である受益者負担金については、下水道整備により生活環境が改善され、資産価値の増進が図られるため、都市計画法第75条第2項に基づいて、利益を受ける者に負担を願っている制度です。

昭和41年3月に制度化した際、単位負担金額を1m²当たり96円80銭と決定しました。昭和53年3月に左岸処理区の単位負担金額を243円としましたが、昭和63年の右岸処理区賦課開始の際、単価負担金額の一元化をはかり、1m²当たり280円としました。

令和5年度末の受益者負担金の賦課状況は、計画面積（都市計画法の事業認可）2,822haに対し賦課面積は1,987.78haで、賦課率は70.4%となっています。

この負担金は、建設費の貴重な財源となっています。

(1) 受益者負担金の制定・改定

昭和41年 3月 1日 制定	建設省令第5号（西部処理区条例）
昭和43年 3月 31日 制定	小田原市条例第5号 西部処理区条例 単位負担金額 96.80円/m ²
昭和53年 3月 30日 制定	小田原市条例第5号 左岸処理区条例 単位負担金額 243円/m ²
昭和62年 12月 25日 制定	小田原市条例第30号（単位負担金額の一元化）
昭和63年 4月 1日 施行	旧西部処理区・旧左岸処理区の条例廃止
平成9年 6月 1日 施行	一括納付報奨金交付率 3年一括 8% 2年一括 6% 1年一括 2%
令和3年 4月 1日 施行	一括納付報奨金制度の廃止

単位負担金額 280円（1m²当たり）

負担金の算定式

$$\frac{\text{市単独事業費} (2,440,639,000 \text{円})}{\text{整備面積} (1,215,000 \text{m}^2)} \times 1/7 \approx 286.85 \text{円}$$

※ 金額及び面積は、昭和59～61年度の実績

負担金対象事業費

汚水管渠整備事業費（末端管渠整備費相当額）の一部（負担割合1/7）
(市単独事業費)

(2) 年度別賦課状況

① 賦課面積

年 度	処 理 区		
	左岸処理区(ha)	右岸処理区(ha)	合 計(ha)
R2	1.51	2.19	3.70
R3	0.82	2.26	3.08
R4	1.99	2.13	4.12
R5	8.89	1.42	10.31

② 酒匂川左岸処理区

年 度	賦課額 (円)	収入額 (円)	収入割合 (%)
R2	6,242,430	4,594,010	73.59
R3	2,178,840	1,454,660	66.76
R4	3,451,500	2,560,100	74.17
R5	3,083,330	1,833,220	59.45

③ 酒匂川右岸処理区

年 度	賦課額 (円)	収入額 (円)	収入割合 (%)
R2	5,581,840	4,331,460	77.60
R3	5,915,750	4,798,150	81.10
R4	3,734,550	2,872,340	76.91
R5	2,411,380	2,001,380	82.99

④ 処理区合計

年 度	賦課額 (円)	収入額 (円)	収入割合 (%)
R2	11,824,270	8,925,470	75.48
R3	8,094,590	6,252,810	77.24
R4	7,186,050	5,432,440	75.59
R5	5,494,710	3,834,600	69.78

※賦課額は、未請求分（翌年度以降請求分）を含む。

6 水洗化の普及促進

○水洗化普及状況

水洗化の状況については、令和6年3月31日現在88,212戸が水洗化可能となり、うち83,294戸が水洗化され、約94.4%の水洗化率となっています。

(1) 年度別水洗化普及状況

① 酒匂川左岸処理区

年 度	処理区域(ha)	区域内戸数(戸)	水洗化戸数(戸)	水洗化率(%)
元	—	549	610	94.85
	—	67,588	64,113	
2	—	503	613	95.05
	—	68,091	64,726	
3	—	600	674	95.21
	—	68,691	65,400	
4	—	411	517	95.39
	—	69,102	65,917	
5	—	603	650	95.50
	—	69,705	66,567	

② 酒匂川右岸処理区

年 度	処理区域(ha)	区域内戸数(戸)	水洗化戸数(戸)	水洗化率(%)
元	—	232	284	89.87
	—	17,853	16,046	
2	—	328	237	89.56
	—	18,181	16,283	
3	—	205	205	89.68
	—	18,386	16,488	
4	—	42	19	89.99
	—	18,344	16,507	
5	—	163	220	90.38
	—	18,507	16,727	

③ 処理区計

年 度	処理区域(ha)	区域内戸数(戸)	水洗化戸数(戸)	水洗化率(%)
元	—	781	894	93.81
	—	85,441	80,159	
2	—	831	850	93.89
	—	86,272	81,009	
3	—	805	879	94.04
	—	87,077	81,888	
4	—	369	536	94.26
	—	87,446	82,424	
5	—	766	870	94.42
	—	88,212	83,294	

旧西部処理区（参考）

年 度	処理区域(ha)	区域内戸数(戸)	水洗化戸数(戸)	水洗化率(%)
16	0.8	380	459	95.57
	1,002.9	31,404	30,014	
17	5.9	306	339	95.72
	1,008.8	31,710	30,353	
18	22.8	565	588	95.87
	1,031.6	32,275	30,941	
19	0.9	606	704	96.24
	1,032.5	32,881	31,645	

○水洗便所改造等資金融資あっせん（旧：水洗便所改造資金貸付金）

この融資あっせんは、処理区域内における水洗化の促進を図るため、土地の所有者等が行う既存住宅の水洗化改造工事に対し、大便器1個又はし尿浄化槽1基につき40万円以内（1件の最高貸付額200万円まで）の融資について、市が金融機関にあっせんし、利子を補給する制度です。（平成29年度末をもって旧制度である貸付金制度を廃止し、利子補給型の貸付金融資あっせん事業への切替を行いました。無利子で貸付を受けられる点は以前の制度と同様です。）

(1) 水洗便所改造等資金融資あっせんの制定

平成30年4月1日 小田原市規則第8号制定

(2) 融資あっせん対象者

- ① 処理区域内において水洗化の工事及び排水設備の設置の工事を同時に行う者
- ② 次の要件のいずれにも該当する者（個人に限る。）
 - ・弁済をする資力を有すること。
 - ・市内に住所を有すること。
 - ・市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。
 - ・破産者でないこと。
 - ・未成年者、成年被後見人及び被保佐人でないこと。
 - ・暴力団員でないこと。
 - ・連帯保証人を立てることができること。
 - ・水洗化等工事に關し市から補助金の交付を受けていないこと。

(3) 融資あっせん額及び返還方法

- ① 大便器1個又はし尿浄化槽1基につき40万円以内（1件の融資は、200万円まで）
- ② 無利子36か月以内均等返還
- ③ 連帯保証人1名

(4) 融資あっせん額の経緯

融資あっせん

	1口の限度額	償還月数
平成30年4月1日	400,000円	36か月

(参考) 旧：貸付金

	1口の限度額	償還月数
昭和58年4月1日	210,000円	30か月
昭和60年4月1日	240,000円	30か月
昭和63年4月1日	270,000円	30か月
平成2年4月1日	300,000円	36か月
平成3年4月1日	400,000円	36か月

(5) 年度別収納状況

① 酒匂川左岸処理区

年度	債権額(円)	収入額(円)	収入割合(%)
元	913,200	351,000	38.43
2	562,200	191,700	34.10
3	370,500	0	0.00
4	370,500	0	0.00
5	370,500	0	0.00

② 酒匂川右岸処理区

年度	債権額(円)	収入額(円)	収入割合(%)
元	1,380,800	0	0.00
2	1,380,800	0	0.00
3	1,380,800	0	0.00
4	1,380,800	0	0.00
5	1,380,800	0	0.00

③ 処理区計

年度	債権額(円)	収入額(円)	収入割合(%)
元	2,294,000	351,000	15.30
2	1,943,000	191,700	9.86
3	1,751,300	0	0.00
4	1,751,300	0	0.00
5	1,751,300	0	0.00

※債権額は、未請求分（翌年度以降請求分）を含む。

(6) 年度別融資あっせん状況

① 酒匂川左岸処理区

年度	改造戸数 A (戸)	融資件数 B (件)	融資口数 C (口)	融資額 D (千円)	利用率 (%)	
					B/A	C/A
元	98	—	—	—	—	—
2	164	—	—	—	—	—
3	124	—	—	—	—	—
4	49	—	—	—	—	—
5	67	—	—	—	—	—

(参考) 旧: 貸付金

年度	改造戸数 A (戸)	貸付件数 B (件)	貸付口数 C (口)	貸付額 D (千円)	利用率 (%)	
					B/A	C/A
25	181	2	4	1,014.5	1.10	2.21
26	202	2	3	580	0.99	1.49
27	135	—	—	—	—	—
28	127	1	1	182.8	0.79	0.79
29	107	2	3	920	1.87	2.80

② 酒匂川右岸処理区

年度	改造戸数 A (戸)	融資件数 B (件)	融資口数 C (口)	融資額 D (千円)	利用率 (%)	
					B/A	C/A
元	55	1	1	400	1.82	1.82
2	47	1	1	400	2.13	2.13
3	56	—	—	—	—	—
4	42	—	—	—	—	—
5	47	—	—	—	—	—

(参考) 旧: 貸付金

年度	改造戸数 A (戸)	貸付件数 B (件)	貸付口数 C (口)	貸付額 D (千円)	利用率 (%)	
					B/A	C/A
25	154	2	4	546	1.30	2.60
26	114	1	2	491.5	0.88	1.75
27	95	—	—	—	—	—
28	72	—	—	—	—	—
29	80	—	—	—	—	—

③ 処理区計

年度	改造戸数 A (戸)	融資件数 B (件)	融資口数 C (口)	融資額 D (千円)	利用率 (%)	
					B/A	C/A
元	153	1	1	400	0.65	0.65
2	211	1	1	400	0.47	0.47
3	180	—	—	—	—	—

4	91	—	—	—	—	—
5	114	—	—	—	—	—

(参考) 旧：貸付金

年度	改造戸数 A (戸)	貸付件数 B (件)	貸付口数 C (口)	貸付額 D (千円)	利用率 (%)	
					B/A	C/A
25	335	4	8	1,560.5	1.19	2.39
26	315	3	5	1,071.5	0.95	1.59
27	230	—	—	—	—	—
28	199	1	1	182.8	0.50	0.50
29	187	2	3	920	1.07	1.60

○ 水洗化工事費補助金

この補助金は、処理区域内における水洗化の促進を図るため、土地の所有者等が行う水洗化改造工事に必要な経費に対し補助金を交付するもので、平成9年4月1日に制定（平成9年4月1日施行）したものです。

補助金額は、供用開始日から、1年内に水洗化改造工事を完了した者については50,000円、2年内に完了した者については20,000円、3年内に完了した者については10,000円です。

また、平成19年4月1日より、私道の水洗化を促進するため、私道への下水道管等の布設を希望した場合にも補助することとし、平成21年度から、共同住宅の水洗化工事に対しても新たに補助することとしました。平成23年度から、供用開始後3年内の合併処理浄化槽からの水洗化改造工事について、70,000円を別途補助することとしました。

(1) 水洗化工事費補助金

- ① 小田原市水洗化工事費補助金交付要綱 平成9年4月1日 制定
平成18年4月1日 施行
平成19年4月1日 施行
平成21年4月1日 施行
平成23年4月1日 施行

② 交付対象者

- 1 下水道法第10条第1項又は同法第11条の3第1項の規定により水洗化を義務付けられている者
- 2 水洗便所改造等資金融資あっせんを受けない者
- 3 市税等を滞納していない者

③ 補助金額

補助金の額は次のとおりとする。ただし、水洗化工事に要した費用が次に定める要件に応じ、各金額に満たない場合は、当該水洗化工事に要した費用に相当す

る額とする。

1 供用開始日から 1 年以内に水洗化工事を完了した者	50, 000 円
2 供用開始日から 2 年以内に水洗化工事を完了した者	20, 000 円
3 供用開始日から 3 年以内に水洗化工事を完了した者	10, 000 円
4 生活保護法に基づく生活扶助の利用者で、供用開始日から 3 年以内に水洗化工事を完了した者	30, 000 円
5 供用開始後 3 年以内に合併処理浄化槽を廃止して、水洗化工事を完了した者（上記 1 ないし 4 に加算）	70, 000 円
6 所有する共同住宅の水洗化工事を完了した者	
	1 住戸につき 10, 000 円

④ 水洗化工事費補助金実績

年度	件 数	金 領 (円)
元	67	2, 800, 000
2	89	3, 610, 000
3	123	4, 848, 000
4	62	3, 130, 000
5	109	4, 520, 000

○ 私道への下水道管等の布設

- 1 公共下水道施設等の設置の対象となる私道は、次に掲げる要件を備えたものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 処理区域又は翌年度処理区域となる区域内にあること。
 - (2) 公共下水道が整備された道路に接続していること。
 - (3) 道路形態として明確であり分筆されていること。
 - (4) 幅員が1.8メートル以上であり、支障なく公共下水道施設等設置工事ができること。
 - (5) 当該私道に面して、所有者の異なる既存の家屋が3戸以上あること。
 - (6) 当該私道の土地所有に係る訴訟などの紛争がないこと。
- 2 公共下水道施設等の設置された後、水洗化に努めること。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の要件に該当する場合の設置は、自費工事とする。なお、自費工事を行う場合は、小田原市下水道条例施行規則(昭和41年規則49号)に基づき申請書を提出しなければならない。
 - (1) 開発行為等に伴う設置
 - (2) 区域外流入に伴う設置
 - (3) 上記2項に係らないが、供用開始後に敷地分割を行った事に起因する、公共樹等の増設(平成24年4月1日以降に申請される公共樹等設置依頼から適用予定)

7 下水道使用料

下水道事業は、地方公営企業の一つとして位置付けられ、その経営に当たっては、独立採算を基に、汚水に係る経費は利用者の負担、雨水に係る経費は市の負担とし、いわゆる汚水「私費」・雨水「公費」という負担区分が確立されています。本市の下水道使用料も、この主旨に基づいて、利用者の負担を考慮しながら使用料を定めています。

現在の下水道使用料は、平成 26 年 10 月 1 日に改定しましたが、平成 26 年度から 28 年度の 3か年の平均で、使用料対象経費の 89% 程度（維持管理費 100%、資本費 79.37%）を回収できるような使用料体系となっています。

(1) 使用料制定・改定年月日

昭和 41 年	7 月	1 日改定	(水道料金比例制、水道料金の 40%)
昭和 46 年	7 月	1 日改定	(〃)
昭和 49 年	7 月	1 日改定	(〃)
昭和 51 年	7 月	1 日改定	(〃)
昭和 55 年	7 月	1 日改定	(〃)
昭和 59 年 10 月	1 日改定	(累進使用料制)	
昭和 62 年 4 月	1 日改定	(〃)	
平成 元年 4 月	1 日改定	(消費税(税率 3%) を導入)	
平成 2 年 4 月	1 日改定	(累進使用料制)	
平成 5 年 4 月	1 日改定	(〃)	
平成 9 年 4 月	1 日改定	(消費税率を 5% へ変更)	
平成 9 年 6 月	1 日改定	(累進使用料制)	
平成 13 年 4 月	1 日改定	(〃)	
平成 17 年 10 月	1 日改定	(〃)	
平成 22 年 10 月	1 日改定	(〃)	
平成 26 年 4 月	1 日改定	(消費税率を 8% へ変更)	
平成 26 年 10 月	1 日改定	(累進使用料制)	
令和 元年 10 月	1 日改定	(消費税率を 10% へ変更)	

(2) 算定基準

$$\text{処理原価} = \frac{\text{汚水に係る維持管理費} + \text{流域下水道維持} + \text{汚水に係る資本費の一部管理負担金}}{\text{有 収 水 量}}$$

① 水道水使用の場合

小田原市下水道条例第 13 条及び第 14 条により徴収

下水道料金表（平成 26 年 10 月使用分からの料金表） (税別)

区分	基本料金	超過料金 (1 m ³ につき)	
		1 7 m ³ ～2 0 m ³	41 円
一般汚水	2 か月 1 6 m ³ まで 1, 811 円	2 1 m ³ ～4 0 m ³	141 円
		4 1 m ³ ～6 0 m ³	168 円
		6 1 m ³ ～1 0 0 m ³	203 円
		1 0 1 m ³ ～2 0 0 m ³	229 円
		2 0 1 m ³ ～2, 000 m ³	237 円
		2, 001 m ³ ～10, 000 m ³	244 円
		10, 001 m ³ 以上	247 円
		1 m ³ につき	5 円

② 井戸水使用（井戸水専用）の場合（家庭用）
1人2か月12m³×使用者数=下水道使用水量

③ 井戸水使用（水道水併用）の場合（家庭用）
(下表の井戸水を使用している下水を排除する施設の区分に応じた算定水量を合算して得た数) ×使用者数=下水道使用水量（2か月）

井戸水を使用している下水を排除する施設	算定水量 m ³
水洗便所	1.5
浴場	1.5
台所	1.5
洗濯場	1.0
屋外給水栓	0.5

(3) 下水道使用料調（年度別） (税込)

年度	決算戸数（戸）	調定額（円）	収入額（円）	徴収率（%）
H27	66,519	3,737,582,048	3,150,487,558	84.29
H28	67,534	3,655,531,878	3,122,689,135	85.42
H29	68,447	3,610,137,325	3,084,078,376	85.43
H30	70,251	3,639,518,264	3,122,515,028	85.79
R元	71,229	3,634,621,521	3,098,977,705	85.26
R2	71,754	3,651,110,368	3,100,507,990	84.92
R3	72,570	3,668,021,025	3,133,316,737	85.42
R4	73,578	3,527,830,767	3,024,119,118	85.72
R5	74,522	3,512,531,232	3,007,497,128	85.62

※ 平成27年度から下水道事業は企業会計となったため、3月末時点での実績による「発生主義」で算定している。

(4) 下水道単独でメーター検針・水量認定している件数

年度	総数 (件)	内訳		備考
		検針(件)	認定(件)	
H28	2,520	430	2,090	—
H29	2,527	450	2,077	—
H30	2,443	425	2,018	—
R元	2,438	429	2,009	—
R2	2,397	427	1,970	—
R3	2,400	431	1,969	—
R4	2,288	441	1,847	—
R5	2,376	452	1,924	—

※ 井戸水使用もしくは水道水使用で給水量と排水量が違うことにより、下水道単独でメーター検針・水量認定している件数

(5) 水質加算料金

① 水質加算料金対象区域

昭和60年度末における小田原市公共下水道処理区域

② 対象水質及び水量

水 質	水 量
生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に 300ミリグラムを超える600ミリグラム未満 浮遊物質量が1リットルにつき300ミリグラムを超える600ミリグラム未満	2月当たりの排除量が 1,000立方メートルを超えるもの

③ 加算使用料の額

下 水 の 濃 度	金額（1立方メートルにつき）
200まで	30 円
200を超える400まで	60 円
400を超える600まで	90 円

(備考)

下水の濃度の算出 $F = B + S$

F : 下水の濃度

B : 下水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に300ミリグラムを超えた場合の超過量

S : 下水の浮遊物質量が1リットルにつき300ミリグラムを超えた場合の超過量

④ 水質加算料金徴収実績

年 度	発付件数(件)	水量(m ³)	料 金(円)
H27	—	—	—
H28	—	—	—
H29	—	—	—
H30	—	—	—
R元	—	—	—
R2	—	—	—
R3	—	—	—

8 本市公共用水域の水質値

河川名	類型	測定地点	水質項目	水質値								
				環境基準値	S50	(m/n)	H7	(m/n)	H27	(m/n)	R5	(m/n)
小八幡川	C	万石橋	PH	6.5以上 8.5以下	7.7	(1/48)	7.9	(1/24)	8.0	(1/48)	7.9	(0/48)
			DO (mg/l)	5mg/l以上	9.6	(0/48)	10.0	(0/24)	9.3	(0/48)	8.9	(0/48)
			BOD (mg/l)	5mg/l以下	2.5	(0/48)	2.1	(0/24)	1.0	(0/48)	0.8	(0/48)
			BOD (75%値) (mg/l)		3.4		2.8		1.2		1.0	
			SS (mg/l)	50mg/l以下	20	(2/48)	7	(0/24)	5	(0/48)	4	(0/48)
			大腸菌群数 (MPN/100ml)	-	41,000		21,000		7,800	(-/12)	-	-
			大腸菌数 (CFU/100ml)	-	-		-		-	-	210	(-/12)
森戸川	C	親木橋	PH	6.5以上 8.5以下	7.4	(0/48)	7.6	(0/48)	8.0	(1/48)	7.9	(0/48)
			DO (mg/l)	5mg/l以上	8.1	(0/48)	8.3	(0/48)	9.0	(0/48)	8.7	(0/48)
			BOD (mg/l)	5mg/l以下	9.6	(31/48)	4.5	(5/48)	1.4	(0/48)	1.1	(0/48)
			BOD (75%値) (mg/l)		11		5.2		1.5		1.4	
			SS (mg/l)	50mg/l以下	59	(4/48)	9	(0/48)	8	(2/48)	5	(0/48)
			大腸菌群数 (MPN/100ml)	-	87,000		48,000		8,600	(-/12)	-	-
			大腸菌数 (CFU/100ml)	-	-		-		-	-	910	(-/12)
酒匂川(飯泉取水堰より上流)	A	報徳橋	PH	6.5以上 8.5以下	8.0	(6/48)	8.0	(2/24)	8.1	(2/48)	8.0	(0/48)
			DO (mg/l)	7.5mg/l以上	10.0	(1/48)	10.2	(2/24)	9.4	(0/48)	9.1	(0/48)
			BOD (mg/l)	2mg/l以下	1.8	(16/48)	1.1	(0/24)	0.7	(0/48)	0.7	(0/48)
			BOD (75%値) (mg/l)		2.1		1.3		0.8		0.8	
			SS (mg/l)	25mg/l以下	18	(8/48)	6	(1/24)	3	(0/48)	5	(0/48)
			大腸菌群数 (MPN/100ml)	1000MPN/100ml以下	30,000	(48/48)	40,000	(12/12)	4,500	(11/12)	-	-
			大腸菌数 (CFU/100ml)	300CFU/100ml以下	-	-	-	-	-	-	57	(0/12)
酒匂川(飯泉取水堰より下流)	B	酒匂橋	PH	6.5以上 8.5以下	8.1	(8/48)	7.9	(3/48)	8.0	(2/48)	8.0	(0/48)
			DO (mg/l)	7.5mg/l以上	10.2	(4/48)	9.8	(2/48)	9.2	(0/48)	9.0	(0/48)
			BOD (mg/l)	2mg/l以下	1.7	(18/48)	1.3	(7/48)	0.7	(0/48)	0.7	(0/48)
			BOD (75%値) (mg/l)		2.4		1.5		0.8		0.8	
			SS (mg/l)	25mg/l以下	12	(7/48)	6	(1/48)	4	(1/48)	4	(0/48)
			大腸菌群数 (MPN/100ml)	1000MPN/100ml以下	27,000	(40/46)	63,000	(12/12)	5,400	(11/12)	-	-
			大腸菌数 (CFU/100ml)	300CFU/100ml以下	-	-	-	-	-	-	150	(2/12)
狩川	A	狩川橋	PH	6.5以上 8.5以下	-		8.0	(6/48)	8.0	(1/48)	8.0	(0/48)
			DO (mg/l)	5mg/l以上	-		10.0	(0/48)	9.3	(0/48)	9.0	(0/48)
			BOD (mg/l)	3mg/l以下	-		1.3	(0/48)	0.9	(0/48)	0.7	(0/48)
			BOD (75%値) (mg/l)		-		1.6		1.1		1	
			SS (mg/l)	25mg/l以下	-		6	(0/48)	5	(1/48)	5	(0/48)
			大腸菌群数 (MPN/100ml)	5000MPN/100ml以下	-		5,600	(5/12)	4,600	(3/12)	-	-
			大腸菌数 (CFU/100ml)	1000CFU/100ml以下	-		-	-	-	-	160	(0/12)

			大腸菌数	(CFU/100ml)	300CFU/100ml以下	-	-	-	-	-	-	350	(5/12)
山王川	B	山王橋	PH		6.5以上 8.5以下	7.4	(0/48)	7.8	(1/48)	7.9	(3/48)	8.0	(0/48)
			DO	(mg/l)	5mg/l以上	8.5	(0/48)	8.9	(0/48)	9.2	(0/48)	8.8	(0/48)
			BOD	(mg/l)	3mg/l以下	3.0	(0/48)	2.5	(0/48)	1.0	(0/48)	0.8	(0/48)
			BOD (75%値)	(mg/l)		3.8		2.8		1.1		0.9	
			SS	(mg/l)	25mg/l以下	20	(0/48)	15	(0/48)	5	(2/48)	5	(0/48)
			大腸菌群数	(MPN/100ml)	5000MPN/100ml以下	80,000		33,000		14,000	(7/12)	-	-
			大腸菌数	(CFU/100ml)	1000CFU/100ml以下	-		-		-		530	(2/12)

河川名	類型	測定地点	水質項目	水質値									
				環境基準値	S50	(m/n)	H7	(m/n)	H27	(m/n)	R5	(m/n)	
早川	A	早川橋	PH	6.5以上 8.5以下	7.6	(1/48)	7.8	(0/47)	7.9	(2/48)	8.0	(0/48)	
			DO	(mg/l)	7.5mg/l以上	9.4	(0/48)	9.9	(0/47)	9.5	(0/47)	9.1	(0/48)
			BOD	(mg/l)	2mg/l以下	1.3	(3/48)	2.5	(19/47)	0.9	(0/48)	0.7	(0/48)
			BOD (75%値)	(mg/l)		1.7		2.5		1.0		0.7	
			SS	(mg/l)	25mg/l以下	5	(0/48)	11	(4/48)	6	(2/48)	3	(0/48)
			大腸菌群数	(MPN/100ml)	1000MPN/100ml以下	14,000	(48/48)	36,000	(12/12)	7,300	(11/12)	-	-
			大腸菌数	(CFU/100ml)	300CFU/100ml以下	-		-		-		280	(5/12)
相模湾	A	国府津沖	PH	7.8以上 8.3以下	-		8.4	(8/12)	8.2	(0/12)	8.2	(0/12)	
			DO	(mg/l)	7.5mg/l以上	-		7.4	(4/12)	7.3	(8/12)	7.1	(9/12)
			COD	(mg/l)	2mg/l以下	-		1.5	(2/12)	1.5	(1/12)	1.4	(1/12)
			大腸菌群数	(MPN/100ml)	1000MPN/100ml以下	-		82	(0/12)	11	(0/12)	-	-
			大腸菌数	(CFU/100ml)	300CFU/100ml以下	-		-		-		2	(0/12)
		小田原沖	PH	7.8以上 8.3以下	-		8.4	(7/12)	8.2	(0/12)	8.2	(0/12)	
			DO	(mg/l)	7.5mg/l以上	-		7.4	(7/12)	7.4	(6/12)	7.1	(9/12)
	A	根府川沖	COD	(mg/l)	2mg/l以下	-		1.5	(2/12)	1.5	(0/12)	1.5	(1/12)
			大腸菌群数	(MPN/100ml)	1000MPN/100ml以下	-		58	(0/12)	510	(2/12)	-	-
			大腸菌数	(CFU/100ml)	300CFU/100ml以下	-		-		-		25	(0/12)
			PH	7.8以上 8.3以下	-		8.4	(8/12)	8.2	(0/12)	8.2	(0/12)	
			DO	(mg/l)	7.5mg/l以上	-		7.4	(8/12)	7.4	(8/12)	7.1	(8/12)
			COD	(mg/l)	2mg/l以下	-		1.4	(0/12)	1.4	(0/12)	1.5	(2/12)
			大腸菌群数	(MPN/100ml)	1000MPN/100ml以下	-		25	(0/12)	29	(0/12)	-	-
			大腸菌数	(CFU/100ml)	300CFU/100ml以下	-		-		-		1	(0/12)

※測定地点は神奈川県公共水域水質測定計画に基づくもの

※平成12年10月までは神奈川県調査、以降は小田原市調査

※()内は環境基準値超過率 … 全測定回数(n)のうち環境基準値を超過した回数(m)

但し、基準値がないものについては、(-/n)表示とする

※水質項目の大腸菌群数は、令和4年度から大腸菌数(CFU/100ml)へ変更

放流水質の基準値と観測値

《基準値》

	P H (水素イオン濃度)	B O D(mg/l) (生物化学的酸素要求量)	C O D(mg/l) (化学的酸素要求量)	S S(mg/l) (浮遊物質量)	D O(mg/l) (溶存酸素量)	大腸菌群数 (個/cm ³)	大腸菌群数 (MPN/100m ³)	R4~ 大腸菌数 (CFU/100m ³)
放流水質基準値 (神奈川県生活環境の保全等に関する条例乙水域及び海城における新規例による基準)	5.8~8.6	25 以下	25 以下	70 以下	—	3,000 以下	—	—
相模湾水質環境基準値	7.8~8.3	—	2 以下	—	7.5 以上	—	1,000 以下	300 以下
酒匂川水質環境基準値 (飯泉取水堰下流部)	6.5~8.5	3 以下	—	25 以下	5 以上	—	5,000 以下	300 以下

《観測値》

酒匂水再生センターの 放流水質 (左岸処理場)	6.5	1.4	6.8	1.0 未満	3.2	15
扇町水再生センターの 放流水質 (右岸処理場)	6.7	3.3	11	2.2	6.4	230

左右岸処理場の放流水質は、令和5年度平均値

《水質項目》

環境基準値	急速な都市化に伴う公共用水域の水質汚濁から、住民の健康及び生活環境を保全するために、環境基本法により定められた基準値。 この環境基準を達成し、かつ、維持するため、排水規制の実施、下水道の整備などの施策が進められている。
P H (水素イオン濃度)	水中における酸又はアルカリ度
B O D(mg/l) (生物化学的酸素要求量)	水中に含まれる有機物が、一定の条件下で好気性微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量。この数値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁の度合いが大きい。
C O D(mg/l) (化学的酸素要求量)	水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸化剤の量に対応する酸素の量。この数値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁の度合いが大きい。
D O (mg/l) (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素量

9 酒匂川流域下水道事業

○酒匂川流域下水道計画の概要

県が事業主体である酒匂川流域下水道は、酒匂川の水質保全と流域関連市町の生活環境の保全を図るため、流域の3市4町（小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町）の区域を対象に、昭和48年度に事業着手し、昭和57年12月に左岸処理場で処理を開始しました。

さらに、昭和63年に左右岸連絡幹線が完成し、右岸処理区の汚水も左岸処理場で処理できるようになりました。

また、平成元年度に流域計画の見直しが行われ、新たに中井町、二宮町の区域が加わり、3市6町に拡大され、平成19年度には、箱根町を含めた3市7町に拡大されました。

流域関連市町が負担する費用は、建設費負担金と維持管理費負担金があります。

建設費負担金は、酒匂川流域下水道の幹線管渠や左右岸の処理場の施設設備に係る経費から国庫補助分を除いた費用の2分の1を県が負担し、残りの2分の1を流域関連市町が計画汚水量の割合に応じて負担しています。

維持管理費負担金は、県と流域関連市町が3年ごとに流域下水道維持管理計画で定める負担割合に基づき負担しています。

流域幹線については、平成19年度に箱根湯本地区を処理区域に加えたこと、旧西部処理区の汚水処理を流域下水道で処理することから、神奈川県は平成24年度から箱根町湯本と小田原市扇町6丁目の酒匂川流域下水道右岸処理場を結ぶ延長約9キロメートルの「箱根小田原幹線」の整備に着工しています。

なお、平成2年度に左岸幹線、右岸幹線及び狩川幹線の整備を完了し、中井二宮小田原幹線についても、平成5年度に親木橋から橋インター入口まで、また、平成9年度に橋インター入口から中井町の行政界まで整備を完了しています。

そして、平成11年4月に川匂ポンプ場が供用開始となり、中井町の一部と二宮町の一部の処理ができるようになるとともに、5月には秦野市が供用開始し、関連全市町が供用することとなりました。

処理場については、左岸処理場は、昭和57年12月から供用開始されましたが、4系列168,000m³/日の計画に対し、現在は、3系列108,000m³/日の処理能力となっています。

右岸処理場は、平成9年7月から供用開始されましたが、4系列133,000m³/日の計画に対し、現在、2系列56,500m³/日の処理能力となっています。

また、平成14年度から、小田原市単独公共下水道の汚泥を左岸処理場で処理する「流域下水汚泥処理事業」に着手し、平成16年4月から処理を開始しました。

平成24年度に事業計画の変更を行い、左岸処理場については、4系列144,000m³/日、右岸処理場については、3系列84,700m³/日の計画となっています。

なお、平成28年4月から旧西部処理区が酒匂川流域下水道へ編入したことに伴い、「流域下水汚泥処理事業」を廃止しました。

全体計画諸元

処理区	項目	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	汚水量	
				日平均 m³／日	日最大 m³／日
左岸処理区	秦野市	58.70	5,080	1,605	2,212
	松田町	222.80	9,540	3,538	4,935
	大井町	454.90	15,500	5,991	7,927
	小田原市	2,324.73	121,467	88,484	109,006
	二宮町	449.00	22,738	7,423	10,262
	中井町	306.05	6,690	5,496	6,502
	計	3,816.18	181,015	112,537	140,844
右岸処理区	山北町	375.30	6,532	6,594	7,447
	開成町	375.40	19,100	12,413	14,920
	南足柄市	796.50	31,936	27,596	31,673
	小田原市	564.07	35,133	16,032	20,484
	箱根町	258.79	2,955	3,031	8,142
	計	2,370.06	95,656	65,666	82,666
合計		6,186.24	276,671	178,203	223,510

都市計画決定

決 定 告 示 年 月 日	当初(左岸) 昭和48年5月11日 (右岸) 昭和51年10月1日 直近 平成22年9月17日
下 水 管 渠	下水管渠8幹線
排 水 区 域	接続する10市町村の関連公共下水道
ポ ン プ 施 設	1箇所
処 理 施 設	左岸処理場 : 9.8ha 右岸処理場 : 7.0ha

下水道法事業計画届出

許可告示 年 月 日	当初(左岸) 昭和48年9月3日 (右岸) 昭和52年11月25日 直近 令和5年12月18日
事業期間	昭和48年9月3日～令和13年3月31日

都市計画法事業計画認可

決定告示 年 月 日	当初(左岸) 昭和48年9月19日 (右岸) 昭和53年3月20日 直近 令和6年1月12日
事業期間	昭和48年9月19日～令和13年3月31日

全体計画及び下水道法事業計画認可

区分	左岸処理区		右岸処理区		計	
	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画目標年次	令和12年度	令和12年度	令和12年度	令和12年度	—	—
排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式	—	—
処理区域	3,816.18ha	3,790.88ha	2,370.06ha	2,083.02ha	6,186.24ha	5,873.9ha
処理人口	181千人	180千人	96千人	91千人	277千人	271千人
処理水量	113千m³/日平均 141千m³/日最大	114千m³/日平均 140千m³/日最大	66千m³/日平均 83千m³/日最大	63千m³/日平均 75千m³/日最大	178千m³/日平均 224千m³/日最大	177千m³/日平均 215千m³/日最大
幹線管渠	φ350~2,000mm 26.92km	φ350~2,000mm 26.92km	φ250~2,000mm 28.63km	φ250~2,000mm 28.63km	φ250~2,000mm 55.55km	φ250~2,000mm 55.55km
ポンプ場	1箇所	1箇所	—	—	1箇所	1箇所
敷地面積	9.8ha	9.8ha	7.0ha	7.0ha	16.8ha	16.8ha
処理場	標準活性汚泥法 急速ろ過法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法 急速ろ過法	標準活性汚泥法	—	—
処理能力	144千m³/日最大	141千m³/日最大	85千m³/日最大	83千m³/日最大	229千m³/日最大	224千m³/日最大
系列数	4系列	4系列	3系列	3系列	7系列	7系列

普及状況

令和5年3月31日現在

処理区名	都市名	全体計画区域内行政人口(A)千人	処理人口(B)千人	処理面積ha	人口普及率(B/A)%	備考
左岸処理区	秦野市	5.5	4.7	58	93.3	処理開始 S57.12.1 処理開始済 6市町
	松田町	9.1	9.1	198		
	大井町	16.2	15.9	441		
	小田原市	132.0	121.0	2,119		
	二宮町	26.0	25.0	419		
	中井町	6.8	6.7	252		
	左岸計	195.6	182.4	3,487		
右岸処理区	山北町	8.1	8.0	318	83.9	処理開始 H9.7.1 処理開始済 4市町
	開成町	19.3	13.5	257		
	南足柄市	34.4	30.6	631		
	小田原市	39.0	35.0	444		
	箱根町	3.0	0.0	0		
	右岸計	103.8	87.1	1,650		
計		299.4	269.6	5,137	90.0	

※四捨五入処理の関係で合計数値が必ずしも合致しない。

○県下の公共下水道普及状況

(令和4年度末)

	行政人口 (A) 千人	処理区域 人 口 (B) 千人	処理区域 面 積 h a	人 口 普及率 (B/A) %	処理開始
横浜市	3,757.8	3,756.4	31,541	100.0	(単)S.37. 4. 1
川崎市	1,527.4	1,520.7	10,721	99.6	(単)S.36. 9.25
相模原市	717.8	699.1	7,740	97.4	(相)S.54. 7. 1
指定都市計	6,003.0	5,976.3	50,002	99.6	
横須賀市	385.5	379.1	5,888	98.3	(単)S.41. 6. 1
平塚市	256.5	250.9	3,584	97.8	(相)S.48. 6.25
鎌倉市	176.3	172.3	2,418	97.8	(単)S.47. 3.15
藤沢市	444.9	427.2	4,787	96.0	(単)S.39. 8. 5 (相)H. 2. 4. 1
小田原市	187.5	156.5	2,564	83.4	(単)S.41. 9. 1 (酒)S.57.12. 1
茅ヶ崎市	246.7	236.3	2,240	95.8	(単)S.51.10. 1 (相)S.52.12. 1
逗子市	58.8	58.8	864	100.0	(単)S.47. 4. 1
三浦市	41.0	14.6	216	35.6	(単)H.10. 8.15
秦野市	159.3	140.5	2,195	88.2	(単)S.56. 2. 4 (酒)H.11. 5. 1
厚木市	223.7	200.4	3,341	89.6	(相)S.48. 6.25
大和市	244.3	233.4	1,958	95.5	(単)S.44. 4. 1
伊勢原市	100.2	81.3	1,338	81.2	(相)S.48. 6.25 (単)S.62. 3. 5
海老名市	139.2	134.1	1,347	96.4	(相)S.53. 5. 1
座間市	131.5	128.6	1,223	97.8	(相)S.53. 4. 1
南足柄市	40.8	30.6	631	75.1	(酒)H. 1. 4. 1
綾瀬市	84.2	80.1	1,102	95.1	(単)S.62. 8. 1 (相)S.62.10. 1
一般市計	2,920.4	2,724.7	35,696	93.3	
葉山町	32.5	24.8	431	76.2	(単)H.11. 3.29
寒川町	49.1	45.9	762	93.5	(相)S.59. 4.12
大磯町	32.2	27.7	488	86.0	(相)H. 4. 6. 1
二宮町	27.9	25.2	419	90.4	(酒)H.11. 4. 1
中井町	9.0	6.7	252	74.7	(酒)H.11. 4. 1
大井町	17.4	15.9	441	91.5	(酒)S.61. 4. 1
松田町	10.6	9.1	198	85.9	(酒)H. 1. 7. 1
山北町	9.6	8.0	318	83.3	(酒)H. 2. 9. 1
開成町	18.7	13.6	256	72.5	(酒)H. 1. 4. 1
箱根町	10.9	5.9	786	54.6	(単)S.60.10. 1
真鶴町	6.8	1.5	32	21.9	(単)H.19. 3.28
湯河原町	23.8	22.0	523	92.7	(単)S.60. 4. 1
愛川町	39.6	36.0	868	91.1	(相)S.60. 4.17
清川村	2.8	2.7	91	97.4	(単)H. 9. 9. 1
町村計	290.8	245.1	5,865	84.3	
一般都市計	3,211.2	2,969.8	41,561	92.5	
合計	9,214.2	8,946.1	91,563	97.1	

注1) 処理開始における記号の説明 (単) 単独公共 (相) 相模川流域関連 (酒) 酒匂川流域関連

注2) 各数値は、四捨五入し記載しているため、合計と合わない場合がある。

注3) 小田原市の単独公共区域は、平成28年4月1日に酒匂川流域下水道に編入。

注4) 横浜市の普及率は小数点第二位を四捨五入したことにより100%とされている。

下水道整備計画図（地区別）

凡例	地区名	全体計画面積
■	千代・下曾我地区	80.80ha
■	入生田・風祭地区	58.02ha
■	鬼柳・桑原地区	40.40ha
■	一般整備地区	169.88ha

	左岸処理区	右岸処理区	合計
事業計画区域面積	2,309.8ha	564.1ha	2,873.9ha
全体計画区域面積	2,324.73ha	564.07ha	2,888.80ha
市街化区域	2,268ha	554ha	2822ha

凡例	名称
—	全体計画
—	事業計画
—	処理区境
—	箱根小田原幹線

